

# 令和8年度看護師等修学資金 ～修学生募集のお知らせ～

将来山口県内の診療施設等において看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）の業務に従事しようとする優秀な人材の育成を目的として、看護職員になるため養成施設に在学する方に対し、修学資金の貸与を行うものです。

県が定める医療施設等（下記の【参考】を参照）で5年間就業すると、貸与金の返還が全額免除されます。

## 【参考】保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金返還免除対象施設

- ① 病床数 200 床未満の病院
- ② 病床数 80%以上を精神病床が占める病院
- ③ 診療所
- ④ 平成 12 年の医療法改正時に特例許可老人病床を有していた病院
- ⑤ 医療型障害児入所施設
- ⑥ 指定発達支援医療機関
- ⑦ 母子健康包括支援センター（助産師に限る。）
- ⑧ 介護老人保健施設又は介護医療院
- ⑨ 訪問看護ステーション（①～⑧に規定する施設において3年以上の実務経験を有している者に限る。）

※免除対象施設に該当するかどうかは、免許取得後、就業を開始された時点で判断します。入学時に免除対象でも、卒業時には、増床等により施設の条件が変更されている場合がありますので、ご注意ください。

※施設の詳細は「やまぐちナースネット」をご覧ください

## 1 対象

将来山口県内の看護職員として就業する意思を有し、保健師、助産師、看護師、准看護師となるための学校・養成所に在学している方

## 2 修学資金の種類及び貸付月額 （単位：円）

区分	保健師・助産師・看護師	准看護師
国公立	32,000 円	15,000 円
民間立	36,000 円	21,000 円

区分	国内	国外
修士課程 (大学院)	83,000 円	200,000 円

※ 令和8年4月分から卒業まで(修学年限を限度)、毎月本人名義の口座に振り込まれます。

### 3 出願の手続き

山口県内の養成施設に通う方は、各学校・養成所に次の書類を提出してください。(1)及び(5)については所定の様式がありますので、各学校・養成所でもらってください。

山口県外の養成施設に通っておられる方は、直接医療政策課に提出してください。(山口県のホームページにも様式が掲載されています。)

締切：**令和8年4月24日(金) 当日消印有効**

- (1) 修学資金貸付申請書
- (2) 学業成績書(前年度又は前学校・養成所のもので、評定の分かるもの)
- (3) 健康診断書(任意様式)(3ヶ月以内のものを提出してください)  
※ 特に規定の検査項目はありません。(身長、体重、血圧、内科検診等)
- (4) 市町長の発行する令和7年度(令和6年分)所得証明書
- (5) 養成施設長の推薦書
- (6) 誓約書

### 4 貸付決定

貸付申請書及び養成施設長からの推薦書、学業成績状況や経済状況により選考の上、予算の範囲内で決定します。貸与希望者が多数の場合は、貸与できないこともありますので、あらかじめご了承ください。

### 5 交付決定(入金)

貸付決定後、交付申請をしていただき、交付決定した後に貸付開始となります。(本人の口座に振り込まれるのは夏頃の予定です。)

### 6 修学資金の返還

以下の場合には修学資金を全額返還していただきます。返還期間は、貸付を受けていた期間と同一期間内です。

ア 修学資金の貸付けを取り消されたとき

(貸付辞退したとき、退学したとき、死亡したときなど)

イ 卒業後一年以内に免許を取得できなかったとき

ウ 免許取得後、直ちに免除対象施設に就業しなかった場合

エ 免除対象施設に継続して5年間就業しなかった場合

(死亡した場合も含む。就業期間に対する貸付金の部分免除はありません。)

※1 卒業後に看護師学校・養成所に進学し在学する期間や、育児休業、災害疾病などのやむを得ない事由がある期間は、事由が終了した後に免除要件を満たせば、返還が免除されます。

※2 正当な理由がなく、修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、延滞利息を支払わなければなりませんので、ご注意ください。

### 7 問い合わせ先

山口県健康福祉部医療政策課看護指導班

〒753-8501 山口市滝町1-1 電話：083-933-2928